

「農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業」について

・目的

世界情勢を背景に農業生産資材の価格が高騰・高止まりしている中、県内農業者の経営安定及び産地の維持・発展を図るため、安定生産に欠かせない農業用被覆資材の価格高騰分について緊急的な支援を行います。

・要件（下記をすべて満たすこと。）

- ① 野菜類、果樹類、花き類等を生産・販売している徳島県在住の農業者であること。
- ② 申請者自身が所有、利用権を有する農地、又は農地所有者から農作業を受託している農地である。
- ③ 令和5年4月から同年12月までに購入した農業用被覆資材であり、自らの農業生産に使用する。
- ④ 申請面積に対する資材の購入数量が適正である。
- ⑤ 「農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業実施要領」に従う。

・目標（下記、いずれかを取り組むこと）

- ① 省エネ対策に取り組む
- ② 生産規模の維持・拡大に取り組む

・対象期間

令和5年4月1日～令和5年12月31日納品分

・当JAの本事業への対応方針について

JA板野郡では、本事業の申請を受け付けます。

但し、当JAで購入した資材に限ります。（他店購入の場合は、購入業者へお問合せ下さい）

・申請について

本事業では、納品が完了しなければ申請が行えません。

そのため、11月下旬に説明会を開催し、12月に申請を受け付けます。

申請の流れ

- ① 市町にて、農地台帳を求めて下さい。
- ② 農地台帳の内、被覆資材を使用する圃場をリスト化（台帳横にナンバリング）して下さい。
- ③ 別記様式第1号（第4関係）参考様式に必要事項を記載。及び事業内容一覧表 に②のナンバリングした圃場と農地番号を紐付けして下さい。
- ④ 申請面積については、例）1234 m²⇒12a と記載（100 m²未満は切り捨て）。
- ⑤ 購入資材情報は、当JA東西事業所、本店、集荷場にてお渡しします。
※購入資材情報は、整備中の為11月中旬以降にお渡しできます。

現時点で、④までのご準備は可能です。

市町も本事業申請で混みあうことが予測されますので、利用権の設定等に変更がない場合は事前に農地台帳をお求めください。

詳細については、下記HPをご高覧下さい。

【県HP】

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7218730>